

本籍氏名	埼玉県越谷市〇〇町〇〇番地 鈴木 花子
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成25年11月22日
戸籍に記載されている者	【名】花子 ← 養親 (満25歳以上) 【生年月日】昭和60年3月1日 【配偶者区分】妻 【父】鈴木 政夫 【母】鈴木 梅子 【続柄】長女
身分事項 出生	(省略)
婚姻	(省略)
戸籍に記載されている者	【名】太郎 ← 養親 (満25歳以上) 【生年月日】昭和60年5月30日 【配偶者区分】夫 【父】佐藤 和夫 【母】佐藤 桃子 【続柄】長男
身分事項 出生	(省略)
婚姻	(省略)
戸籍に記載されている者	【名】一郎 ← 実子 【生年月日】平成28年6月3日 【父】鈴木 太郎 【母】鈴木 花子 【続柄】長男
身分事項 出生	(省略)
戸籍に記載されている者	【名】もち子 ← 特別養子 【生年月日】平成26年11月25日 【父】鈴木 太郎 【母】鈴木 花子 【続柄】長女 ← 普通養子とは異なり、養父、養母とは書かず、父母と書く。 実父母の記載はなし。続柄は「養子」とは記載されない。
身分事項 出生	【出生日】平成26年11月25日 【出生地】広島県福山市 【届出日】平成26年11月27日 【届出人】父 【民法817条の2による裁判確定日】平成30年10月10日 【届出日】平成30年10月12日 【届出人】父母 【従前戸籍】広島県福山市〇〇町〇〇番地 鈴木もち子
民法817条の2 ↑ 家庭裁判所により特別養子縁組が許可されたことを示している。	↑ 養親の姓で作成された、もち子を筆頭者とするもち子単独の戸籍。 もち子の単独戸籍は編製日と同日に除籍され、もち子は養親の戸籍に入籍する。
	以下余白

筆頭者の欄

配偶者の欄

実子の欄

養子の欄